

相談員勤務条件等一覧

区 分		男 女 共 生 相 談 員			
		男	女	共	員
1	勤 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生相談業務（家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）の相談等） ※電話及び面接相談 			
2	給 与 額	<ul style="list-style-type: none"> ・給 与 日額9,430円 ・交通費 通勤費用相当額を付加報酬として支給 			
3	雇 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年8月1日（または採用された日） ～ 令和9年3月31日 ※契約更新の可能性あり 			
4	勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務日 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月につき17日を超えない範囲内で館長の定める日 ○勤務時間 <ul style="list-style-type: none"> ・休館日及び水曜日を除く日 午前9時から午後4時まで（休憩1時間を含む。） ・水曜日 午後1時から午後8時まで（休憩1時間を含む。） 			
5	勤 務 を 要 し な い 日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその日後で最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日までの日 			
6	加 入 保 険 等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険 			
7	勤 務 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1） 			
8	必 要 な 経 験	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な資格（臨床心理士・精神保健福祉士等）は要しないが、相談業務の知識や経験のある方。なお、資格があればなお望ましい。 			